

## 第1回稲沢市中小企業振興基本条例検討会議要旨

【日時】令和5年1月24日（火）午前10時～午前11時20分

【場所】稲沢市産業会館1階 大会議室

【出席者】稲沢市中小企業振興基本条例検討会議委員（敬称略）

### 委員

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 栗林芳彦  | 名古屋文理大学情報メディア学部情報メディア学科教授 |
| 井野正道  | 愛知中小企業家同友会稲沢地区会長          |
| 上田能徳  | 稲沢商工会議所専務理事               |
| 桜木三喜夫 | 祖父江町商工会事務局長               |
| 羽賀 治  | 豊田合成株式会社総務部長              |
| 佐藤隆行  | いちい信用金庫稲沢支店支店長            |
| 大崎正生  | 愛知西農業協同組合営農部次長            |
| 石川 愛  | 一般社団法人稲沢青年会議所理事長          |
| 服部勝之  | 公募（稲沢市中小企業振興基本条例検討委員会委員長） |
| 今井 実  | 公募（稲沢民主商工会会長）             |

### オブザーバー

|      |                      |
|------|----------------------|
| 榊原賢一 | 愛知県経済産業局産業部産業政策課課長補佐 |
| 澤 剛生 | 愛知県経済産業局産業部産業政策課主任   |

|       |       |                 |
|-------|-------|-----------------|
| 【事務局】 | 足立和繁  | 稲沢市経済環境部長       |
|       | 内藤邦将  | 稲沢市経済環境部商工観光課長  |
|       | 寺澤佳秀  | 稲沢市経済環境部商工観光課主幹 |
|       | 井手上隼也 | 稲沢市経済環境部商工観光課主事 |

【傍聴者】 1名

- 【会議次第】
- 1 委嘱状交付
  - 2 経済環境部長あいさつ
  - 3 自己紹介
  - 4 正副委員長の選出
  - 5 協議事項
    - （1）会議の運営方法について
    - （2）提言のあった条例案等について
    - （3）条例案の名称について
    - （4）今後のスケジュールについて
  - 6 その他

## 【会議の概要】

- 1 委嘱状交付
- 2 経済環境部長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 正副委員長の選出

委員長、副委員長の選任については、資料1「稲沢市中小企業振興基本条例検討会議設置要綱」第6条第1項の規定により、委員による互選とし、栗林委員が委員長に、井野委員が副委員長に選任された。

### 5 協議事項

#### (1) 会議の運営方法について

(事務局)

資料1、資料1-1に基づき説明

- ・委員の皆様には、条例に規定すべき項目と内容の検討をお願いしたい。
- ・会議の進め方として、自由な発言を尊重するが、特定の企業や事業への批判中傷は控えていただきたい。
- ・事務局で会議の記録（概要）を作成し、市のホームページで公開する。
- ・会議は原則公開し、傍聴者の定員は原則10名で当日受付の先着順とする。

(委員①)

会議の中で、特定の企業や個人の話があった場合、傍聴者に対しても聞いた内容に対して制約をさせるものなのか。

(事務局)

規定までは設けていないが、傍聴者の受付の際に、予めご説明させていただく。

(委員長)

他に質問等も無いようなので、委員の皆様にお諮りする。協議事項1、会議の運営方法について異議は無いか。

<「異議無し」の声>

(委員長)

異議も無いようなので、これからの会議は、先ほど事務局から提案があった運営方法に基づき進めていくこととする。

#### (2) 提言のあった条例案等について

(事務局)

資料2、資料3、資料3-1に基づき説明

- ・条例の制定に向けて、愛知中小企業家同友会をはじめとする市内の商工関係団体で組織された

「稲沢市中小企業振興基本条例検討委員会」から資料2、3の提言書が市へ提出された。いただいた提言書を基に、委員の皆様のご意見をいただきながらより良い条例とすることが、この検討会議の目的である。まずは、提言書の趣旨と内容を把握いただき、次回から内容の検討に入っていきたい。

- ・資料3-1は、市への提言案と、同規模の自治体で既に制定している江南市と瀬戸市の条例との比較である。この比較だけで内容を決めるわけではないが、条例の全体像の把握にご活用いただきたい。

(委員①)

どの自治体も条例策定の目的は同じなので、似たようなものになるのは仕方ないが、市民の方が見たときに稲沢市はどの部分に力を入れていくのかが分かるものとするのが望ましいと考える。

(委員長)

他自治体との差別化は難しいが、どれだけ稲沢市らしさを出していくのかはとても重要なポイントである。事務局の考えはどうか。

(事務局)

委員長の言われたとおり、条例の中で特色を出すのは難しいが、市長からも稲沢の色をしっかり出してほしいと言われている。できる限り特色を出していけるよう皆様と検討していきたい。

(委員②)

検討委員会においては、稲沢市の基本方針である総合計画と全国の条例を照らし合わせながら、稲沢に合った言葉を選んで提言案をまとめていった。この検討会議においても、皆様が思う稲沢らしさを出していただきながら決めていきたい。

(委員長)

何をもって稲沢らしいとするのかに関しては、これから十分議論していく必要がある。

提言案の内容については、次回以降検討していくことになるが、検討にあたり必要な準備等があればご意見いただきたい。

(事務局)

提言案は、広く先進地域の情報を集めて作成されたものではあるが、委員の皆様それぞれが異なる環境でご活躍されている中で、沢山の情報をお持ちだと思うので、今一度、情報収集にご協力いただき、次回以降の検討につなげていきたい。

(委員長)

情報収集について、有益な情報があれば積極的に事務局まで情報提供をしていただきたい。

(3) 条例案の名称について

(事務局)

資料4に基づき説明

- ・名称をこの場で決めるわけではないが、検討委員会の議題に上がっていたこともあり、早めに方向性を定めていくために協議事項とした。
- ・県内自治体の条例の名称としては主に、「中小企業振興基本条例」、「産業振興基本条例」、「小規模企業・中小企業振興基本条例」に分けられる。
- ・中小企業の中でも小規模な事業者は、小規模企業として定義され、国や商工団体から様々な支援を受けることができる。条例の策定にあたり、小規模企業をより多くの支援の対象として中小企業と分けた支援策を規定し、条例の名称にも入れるのか。小規模企業への追加支援は行うが、名称には入れないのか。小規模企業も中小企業に含まれていることから、特別な支援は行わず、中小企業という枠組みで捉えるのか。今後、皆様と検討しながら決めていきたい。

(委員長)

本日、条例の名称を決定するわけではないが、現時点でご意見があれば発言をお願いします。

(委員③)

愛知県商工会連合会からは、条例の名称に小規模企業を入れてほしいという提言がされている。中小企業の範囲に小規模企業も含まれるが、実際の支援方法は大きく異なってくる。多くの市内企業が小規模企業であるため、小規模企業を意識した条例にすべき。

(委員④)

資料4の豊明市は、名称が「豊明市小規模企業振興基本条例」となっており、中小企業の記載がされていない。そのような記載が可能であれば、稲沢市の特色を名称から出せるのでは。

(事務局)

豊明市が中小企業も対象としているのかはこれから調べさせていただくが、小規模企業への支援に留めるということは、経済全体の活性化を図る条例の趣旨からすると限定しすぎではないかと感じる。

(委員④)

名称を中小企業としながら小規模企業も対象とするのであれば、小規模企業としながら中小企業を対象とすることも可能ではないかということ。

(オブザーバー)

調べたところ、豊明市は小規模企業を支援する条例であると思われる。

(委員長)

議論に当たって、そもそも名前は誰のため、何のための条例かを表すもの。どこまで支援の対象とするのかも含めて、名称の検討を進めていきたい。

(4) 今後のスケジュールについて

(事務局)

資料5に基づき説明

第2回検討会議を3月14日に開催するにあたり、皆様から情報提供いただいたものを事務局で要約し、事前に情報共有させていただく予定。また、会議では皆様からの情報を集約したものを提供していくとともに、条例のたたき台を提示させていただく。条例は、時代が変わっても普遍的なものでないといけないため、たたき台の提示は、技術的な言い回しの部分も含めて反映させていただく。

第3回検討会議では、市民の皆様からも条例の内容に対しご意見をいただくために、パブリックコメントの実施に向けた検討を考えている。パブリックコメントでの意見を参考に、第4回検討会議で条例の内容を決定させ、9月議会に上程していくというスケジュールで進めていきたい。

条例制定後は、条例に基づく事業の進捗を確認し、中小企業振興施策に係る意見を集約するため、「稲沢市中小企業振興基本条例推進会議」(仮称)を開催していく予定。

資料5には記載していないが、今後の中小企業施策の検討等に役立てるため、来年度、中小企業1,000社を対象とした景況調査を実施する計画を立てている。しかし、同時期に条例を制定することになったため、条例の制定前に実施するか、制定後に実施するかを決めかねている。

制定前に調査を行う場合は、市内の中小企業の状況を事前に把握ができること、制定前と後で状況の比較ができるというメリットがある。日程としては、4月中旬に調査票を送付し、5月に回答の集計をして、皆様にお示しできるのが6月の第4回検討会議になる。

制定後に調査を行う場合は、制定前の目的が明確でないなかで調査するよりも、皆様からのご意見を反映した調査ができるため、より調査に意味を持たせることができる。

次回の検討会議で調査の時期を決定したい。

(委員長)

タイミングによって調査内容も大きく変わってくると思うが、制定前に行うのであれば、かなり時間は限られており、3月の検討会議の時点でもかなり作り込まなければいけない。

(委員⑤)

条例に反映させるのであれば、景況調査ではなく、詳細な経営状況の調査を行うべきでは。

(事務局)

踏み込んだ詳細な調査を行うことは非常に大きな意味を持つが、事務コストの問題や、調査は相手方にもご負担をおかけするため、回収率の低下という問題もある。他の自治体では、条例に関して詳細な調査を行った際は、直接聴き取りして行っていたケースも聞いている。

条例制定前に一度調査を行うのは、制定前後での比較対象にはなるが、条例にしっかり反映させる形での詳細な調査を行うのは、難しくなるのではないかと危惧している。事務局としてもどのような調査が望ましいのか結論には至っていない状態である。

(委員長)

制定前に行うとしたら、市内の中小企業や小規模企業はどのような課題を抱えているのか、どのような支援を望んでいるのか、今後どのような形で発展していくべきなのか等の調査を行い、条例に反映していくことになると思う。しかし、いただいた提言案は、当事者の皆様が作成されたものであり、意見が反映されていると捉えることもできる。

(委員①)

個人的には制定前の調査は不要ではないかと思う。条例自体が細部まで規定したものではないので、個々の意見を反映させるのは難しいのではと感じる。今の提言案で、本市の現状を十分捉えていると思う。

(委員②)

昨年の10月に、条例を上手く活用した施策を行っている福岡県田川市の例を学び、先ごろ視察に伺った。田川市は条例制定後に2,500社を対象としたアンケートを行い、回収率が35%程度であった。調査は記述式で、各企業の思いが詰まった報告書が出来ており、それを参考に次の施策を検討していた。期間としては、アンケートの作成に半年程度、アンケート配布からまとめるまでに半年程度かかっていた。稲沢市でも、条例制定後に腰を据えて調査を行うべきではと考えている。

(事務局)

本日いただいたご意見も含め、次回の検討会議で調査の時期、内容について方針を決めたい。

(委員長)

スケジュールについては、細かな変更等は考えられるが、概ねこの形で進めてよいか、委員の皆様にお諮りする。協議事項4、今後のスケジュールについて異議は無いか。

<「異議無し」の声>

(委員長)

異議も無いようなので、資料5のスケジュールで進めていくこととする。

## 6 その他

特になし

(事務局)

第2回検討会議は、3月14日の午前10時から産業会館で開催を予定している。皆様には、2月10日までを目途に、他市町村で参考にできる条例・施策、検討すべき項目等に係る資料等の情報の収集へのご協力をお願いします。次回の議題や資料の詳細については決まり次第、文書でご案内する。以上をもって、検討会議を閉会する。